

島本町立第二中学校 部活動に係る活動方針

平成31年4月1日

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成・提示し、計画的な活動を行うとともに、毎月の活動実績を報告し、保護者にも理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 部活動への支援に関し、専門的な指導が必要であると判断した場合は、「島本町立中学校部活動指導者派遣事業」を活用して、教員以外の外部指導者の派遣を教育委員会に要請する。
- (4) 各部活とも保護者懇談会を適宜実施し、指導する顧問と保護者とが活動の内容や目標等を共有し、生徒が安心して部活動に取り組めるよう配慮する。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中の休養日は、週2日以上設定する。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、対外試合やコンクール等で設定が困難な場合は、他の日（活動した日を基準に前後1ヶ月の間）に休養日を振り替える。
- (2) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、別に一定期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。

4. 指導について

- (1) 専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における健康問題について、正しい知識を持って指導にあたる。
- (2) 生徒の人権を侵害する行為を禁止し、生徒の自発性を損なうことのないよう考慮して指導にあたる。
- (3) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 安全管理と事故防止について

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (4) 万が一怪我や事故等が起こった場合は、対応マニュアルをもとに心肺蘇生や医療機関への送致など迅速かつ適切な対応をとる。
- (5) 夏季の部活動において、暑熱環境の悪化による熱中症事故防止の観点から、健康管理の徹底や活動時間の制限等、適切に対応する。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にする。

6. その他

- (1) 校長は顧問の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問による連携や外部指導者等の活用により、適正な勤務時間管理に努める。